

News ニュース

News

福祉用具の介護保険給付対象の 種目の見直しを「1年に1度」に ～審査プロセスを迅速・柔軟な運用へ

厚生労働省では、9月18日(金)に開催された社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長=田中滋・慶應義塾大学名誉教授)において、介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の種目の見直しを、これまでの「3年に1度」から「1年に1度」に変更する提案がなされ、了承されました。このことによって、福祉用具の貸与・販売に付随する保険の適用に関して、介護報酬改定と並行して行っていた審査プロセスの柔軟化が図られることが正式に表明されたこととなります。

従来は、介護保険の福祉用具貸与(購入)・住宅改修の対象種目については、介護報酬改定の時期に合わせて3年に1度のタイミングで見直されてきており、保険給付の種目の追加についての現場の希望を踏まえ、専門職や自治体の代表をはじめ、学識経験者なども含めて構成される「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」での議論を経て、対象種目を見直しについての報告を介護給付費分科会に行うことになっています。

今回の変更の背景にあるのが、安倍首相の肝入りで今年2月に日本経済再生本部が決定した「介護分野におけるロボット新戦略」で、介護ロボットの介護現場への普及とそこでの業務の効率化・省力化を図っていくために、「介護ロボットの技術革新に柔軟に対応し、在宅介護の負担軽減に迅速に対応できるよう、介護保険制度の種目検討について弾力化を図る」との方針を示して、「3年に1度」となっていた保険対象種目の見直しについて随時対応するよう求めたものであり、イノベーションのスピードに対応して新たなテクノロジーをできるだけ早く現場へ導入できるようにすることが狙いで、介護ロボットはもとより、日進月歩の福祉機器・用具の技術革新への迅速な対応が可能となることが期待されます。

こうした経過を受けて、厚生労働省は同日の同分科会に対して、福祉用具の安全性や有効性を的確に評価して機器や用具を現場へ迅速に活用・普及させることを目的とする「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」の進め方について、要望受付や同評価検討会を開催する頻度を「随時開催」とする案を提示しましたが、実情を踏まえると、対象種目の見直しは「3年に1度」から「1年に1度」とするのが現実的な案であり、具体的には、今年度については10月まで追加種目の要望を受け付け、10月から12月の間に第1、2回の評価検討会を開催するとともに、来年度以降は8月までを要望の受付期間とし、1回目の評価検討会を9月までに、2回目の評価検討会を11月までに

開催するようなスケジュール感となっているほか、介護給付費分科会への報告については、評価検討会後に開かれる直近の会とすることを原則としています。また、評価検討会のメンバーについて、「任期」を定めるという案も併せて提案されています。

同分科会が厚労省案を了承したことにより、保険対象の種目の見直し期間の変更が実現した場合には、介護報酬改定の時期を待たずに告示改正が行われて給付対象に追加されていくこととなります。経済改革を推進する政府方針を受け、福祉分野の技術面での体制刷新も進められることになるわけですが、現場の介護労働の負担軽減につながる介護ロボットなどの早期普及などにより、介護・福祉分野にプラスの影響を与えることが望まれます。

～11月の介護保険福祉用具・住宅改修評価 検討会で「モーター駆動の歩行器」が 保険給付の対象へ

なお、11月9日(月)に開催された上記の会合において、出席した委員は、検討対象となった製品や項目のうち、「モーター駆動による歩行器」を新たな介護保険の給付の対象品目とすることについて前向きに評価し、厚生労働省は今後、来年度からこれに該当する機器を保険給付の対象に加えることをめざして準備を進めることとなりました。



News

介護ベッドや電動車いすなどの 福祉用具での死亡事故を5年間で 49人と発表

～ NITE

介護ベッドや電動車いすなどの福祉用具の使用中に65歳以上の高齢者がけがをした事故は、平成22年4月から平成27年3月の約5年間に134件あり、49人が死亡、51人が重傷を負い、死亡事故の製品別では、介護ベッドと電動車いすが22人ずつで最多であるという集計結果を9月17日(木)に製品評価技術基盤機構(NITE)が発表しました。

同機構ではこれまでも同種の事故に警鐘を鳴らしてきているものの、平成26年度にも21件が発生、7人が死亡していることから、敬老の日を前にあらためて注意を呼びかけたもので、誤った使い方や不注意が事故を招くとし、「お年寄りとはとっさに危険を回避することが困難で、被害が大きくなる傾向がある」と分析しています。

なお、製品別で事故が最多だったのは介護ベッドの60人で、22人の死亡のほか、21人が重傷を負ったとしています。介護ベッドでは、柵や手

すりやベッド本体との隙間に頭や体を挟み込んで死亡したり、手足を挟んでけがをしたりする事故が目立っており、家族ら介護する人は、周囲に隙間がないかを確認し、カバーやクッションで隙間を覆う対策が必要であると警告しています。

また、電動車いすでは35人が事故に遭い、死亡22人のほか、重傷6人だったとしています。電動車いすでは、道路を走行中に用水路や河川に転落した事故や、踏切内でバッテリーが切れて電車と接触したケースがあったとのことで、同機構では、幅が狭い道路やガードレールがない通路を走行する際は路肩に寄りすぎず、田畑や堤防など転落の危険がある場所や踏切内では使用を控えるように促しています。また、このほかに、乗車中にバランスを崩して倒れて道路から川や用水路に転落したケースも多数あると指摘しています。

また、こうした状況を踏まえ、メディアや関係省庁からは以下のような報道や注意喚起がなされています。

① 介護器具の事故は、使いはじめに起きやすい (NHK NEWSWEB 記事『福祉用具の事故多発5年間に49人死亡』(平成27年9月21日)より)

→ 高齢者や体の不自由な人が使う介護ベッドや電動車いすなどの福祉用具の事故で昨年度までの5年間に49人が亡くなっているとして、NITE=製品評価技術基盤機構が注意を呼びかけています。～(中略)～NITEの池谷玲夫課長は「事故の多くは製品を使い始めて1年未満の使い方に慣れていない時期に起きている。こうした時期には特に誤った使い方をしていないか周囲にいる人が注意を払ってほしい」と話しています。

② 介護ベッドの注意について (消費者庁 News Release)

→ 介護ベッドの注意については、消費者庁が以前から注意のレポート(同庁WEBに掲載)を出しています。同レポートでは図入りで注意点を詳細に示しているため、詳しくは該当頁を参照してください。介護ベッド用手すり(サイドレールなど)による死亡事故の多くは、2本並べて設置した手すり同士の手すりの間のすき間や、手すりやベッドボード(頭側板)とのすき間に、利用者が首を挟み死亡に至っているものです。また、手すり自体に腕や足などを差し込んで骨折するなどの重傷事故も発生しています

③ 電動車いすの注意について (消費者庁 News Release)

→ 電動車いすの注意についても、消費者庁が以前から注意のレポート(同庁WEBに掲載)

載)を出しています。基本的に、高齢者は乗り物の操作などを誤りやすいため、それが事故につながりやすいというものが、詳細は同レポートの該当頁を参照してください。

死亡・重傷事故は、踏切内で発生したものばかりでなく、川、道路の側溝、用水路などへ電動車いすごと転落したり、坂道の通行時の転倒などによっても多く発生しており、バッテリーや電源の面と通路の走行方法の両面からの注意が必要といえます。

News

介護保険サービスの利用者が過去最多の588万人に

～平成26年度介護給付費実態調査、福祉用具単位数では特殊寝台が3分の1に

8月6日(木)に厚生労働省が公表した平成26年度の介護給付費実態調査(平成26年5月～平成27年4月の審査分)によりますと、該当の期間に1回でも介護保険サービスを利用した人は588万3,000人に上ることが分かりました。利用者数は前年度比で22万2,500人(3.9%)増加しており、過去最多を7年連続で更新したことになります。

なお、利用者の内訳は、介護サービスが470万9,600人で、前年度比で15万6,000人(4.1%)の増、また、介護予防サービスが151万1,000人で、前年度比で8万500人(5.6%)の増となっています。

同調査では、在宅での介護サービス利用者が前年度比で14万800人(4.1%)の増の359万8,300人と、360万人に迫る数値に上がったことが明らかになったほか、利用者の要介護度の上昇傾向が進んでおり、居宅サービスの平均利用率を要介護・要支援状態の区別にみると、平成27年4月時点で要介護2の利用が50%を突破したほか、上位からは、要介護5が65.4%、次いで要介護4が62.3%、要介護3が58.6%という順になっています。

また、福祉用具の貸与種目別では、該当の期間の単位数の割合をみると、最も件数が多いのが「特殊寝台」で31.2%、続いて、「車いす」が18.2%、「手すり」が13.7%、「特殊寝台付属品」が13.2%という順になっており、これに「車いす付属品」を含めると、特殊寝台及び車いすの貸与が全体の約3分の2を占めていることが分かりました。

さらに、平成27年4月審査分について要介護・要支援状態の区別にみると、「体位変換器」は、要介護5が64.1%、要介護4が22.9%、要介護3が7.2%という利用の構成となっており、「床ずれ防止用具」でも、要介護

5が43.6%、要介護4が28.5%、要介護3が14.6%と、いずれも重度者が使用する割合が高くなっていることが明らかになりました。

News

厚生労働省が組織再編

～老健局、10月から認知症施策は総務課へ、福祉用具は高齢者支援課へ移管

厚生労働省では10月1日(木)付けで組織再編が行われ、老健局においても各課の所掌事務の変更がありました。

認知症施策の関連では、これまで高齢者支援課に配置されていた認知症・虐待防止対策推進室が総務課に移管され、名称も「認知症施策推進室」に改められました。これによって認知症施策への取り組みの強化を図っていく一方で、虐待防止対策に関しては従前どおり高齢者支援課が所管することになりました。

さらに、福祉用具や住宅改修などに関する施策はこれまでは振興課が所管していましたが、高齢者支援課に移管され、高齢者居住支援係において一体的な担当体制が組みられることになりました。

News

アミューズメント型デイサービスを神戸市が規制へ

～兵庫県は特養、老健まで対象を拡大

神戸市は、介護保険事業でありながら、実質的に麻雀やパチンコ、カジノなどのゲーム提供が大半とみなされる「アミューズメント型デイサービス」の規制に踏み切りました。また、同様に、兵庫県も介護施設にまで対象を広げた規制を予定していますが、一方で、同市が実施したパブリックコメントでは賛否が分かれてもいます。

神戸市が事業指定の規制の検討の対象としているのは、①日常生活を著しく逸脱して遊技を利用者に行わせること、②疑似通貨等、射幸心を著しくそそり、依存性が著しく強くなるおそれがあるものの使用、③賭博又は風俗営業等を連想させる名称又は内容の広告に該当するものとしており、介護保険で求められる「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるサービス」から著しく逸脱することがその理由であるとしていて、ゲームの実施時間や、ゲームへの参加者割合、遊技台・雀卓の台数などの詳細基準については示しておらず、常識的な判断を行うとしています。また、そもそもデイサービスは「入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話と機能訓練をおこ

なうこと」(施行規則第10条)とされていることから、アミューズメント型デイサービスは、公費や保険料で運営される事業としては認められないという立場をとっているとのこと。

ただ、同市が規制条例に先駆けて実施したパブリックコメントでは賛否は分かれ、約半数は「介護保険財政の適切な利用を進めるべき」と市の見解や規制を支持する一方、残りの半数は「利用者は笑顔を浮かべて喜んでいる」「サービスの多様性を奪う」などといった規制への反対意見も寄せられたとも報じられています。

関係の報道によりますと、同市は、デイサービスのレクリエーションとしてのゲームを規制するという趣旨のものではなく、あくまでも程度論として、制度的な趣旨から逸脱しているケースを規制の対象とするとしています。また、ゲームに認知機能の改善効果があったとしても、生活行為の獲得などの自立した生活に向けた取り組みがなく、施設内通貨を導入するなどしている場合に射幸心が煽られて、ほかのデイサービスより利用回数が多くなると考えられ、保険財政面への影響とともに、本人にとってもギャンブル依存症すら疑われる症状になりかねないことなども規制が必要な理由であるとしており、平成29年度から市町村事業として開始する新総合事業のなかの「通所サービス」についても、同様の規制を行うことを予定しているとのこと。

また、兵庫県でも同様の規制を予定しており、デイサービスのほかに、特養施設、老健施設まで広く規制対象にすると報じられています。同県としては、対象の中心はデイサービスになると想定してはいるが、今後の可能性も含めて対象を広くとらえたとしており、規制内容についても、神戸市の内容に加えて、賭博又は風俗営業等を想起させるような施設の内外装、設備、レイアウトとしないことや、賭博又は風俗営業等を想起させる名称又は内容を広告しないことなどまで一歩踏み込んだ規制を想定しているほか、明確な基準設定についても条例をつくることを検討していると報じられています。また、県の規制の及ばない中核市の姫路市、西宮市、尼崎市についても、相互の情報提供などの面での協調を呼びかけているとのこと。

さらに、こうした状況を踏まえ、厚生労働省としては、兵庫県や神戸市は保険者としてのサービスのあり様という観点から問題意識を持って判断されたもの捉えており、疑似通貨が問題ではなく、射幸心を煽るという点がポイントであることから、事業者の創意工夫との折り合いに対して配慮、尊重をしつつ、規制的になり過ぎないで保険者としての考え方が活かせるあり方を探っていくことの大切さを強調しているとも報じられています。

事業者側からのアミューズメントのケアへの効果性についての主張を勧告すると、こうした状況についての今後の規制のあり方の整理が注目されます。